

令和2年度 第3回

江別市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時：令和2年10月2日（金）10時4分～11時58分

場 所：市民交流施設 A・B会議室

出席委員：8名

石黒匡人（委員長）、星優子（副委員長）、成田騎信、藤本直樹、高川一伸、
藤田くみ子、瀬尾洋介、吉原七海

欠席委員：0名

事務局：6名

三上生活環境部長、金子生活環境部次長、
大橋市民生活課市民協働担当参事、田中市民生活課市民協働担当主査、
大西市民生活課市民協働担当主任、
小関企画政策部広報広聴課長

傍聴者：2名

次 第：1 開会

2 議事

各章・各条項の現状評価と課題について

3 その他

4 閉会

石黒委員長	<p>それでは、令和2年度第3回江別市自治基本条例検討委員会を開会します。</p> <p>さっそく次第2「議事」に入りますが、前回の検討委員会の質疑の中で、回答が保留となっていた第6章「情報共有の推進」での星副委員長の質問について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (小関課長)	<p>前回の検討委員会でご質問いただいたのは、順番が前後するかもしれませんが、一つ目に広報誌が届かない市民の割合、二つ目に個別に郵送しているケースについて、三つ目に、質問とはやや違ったニュアンスかもしれませんが、より多くの市民に情報が行き渡るようにするために、もっと前向きな議論があっても良いのではないかという趣旨のご発言であると理解しまして、このことも含めて、以上3点についてご説明します。</p> <p>まず、広報誌が届かない市民の割合について、自治会経由で配布されている広報誌の数を、住民登録上の世帯数で割ると約73%、これに加えて施設等に配置している広報誌をお持ちいただいている数と合わせた総数を、住民登録上の世帯数で割ると約80%という数字になります。</p> <p>ただし、この数字は算出基礎となっている住民登録上の世帯数が、ここ十数年間、人口減少局面においても増え続けていることに影響を受けており、つまり手続き上の世帯分離が進んでいること等から、分母となる世帯数が実態よりも多いことで、計算上の配布率が実態よりも低くなっています。</p> <p>このため、最も実態を正確に捉えていると思われる国勢調査における世帯数を当てはめて計算してみますと、広報誌の世帯配布率は、自治会による配布は全世帯数の約81%、これに加えて施設等に配置している広報誌をお持ちいただいている分と合わせた全体の配布数を、国勢調査による世帯数で割ると90%前後になります。逆に考えますと、広報誌を受け取っていない市民の割合は、全世帯の約10%、約1割の世帯が受け取っていないという数字になります。</p> <p>次に、個別に郵送しているケースについて、現在は個別の郵送対応については受け付けておりません。過去の経緯から、現在も郵送しているケースが20件前後ございますが、現在は新規には受け付けていないということです。</p> <p>過去の経緯について正確には把握できませんでしたが、おそらくコンビニや郵便局などへの広報誌の配置が進んだ平成15年から17年にかけて判断されたものではないかと考えられます。この頃に、広報誌の施設配置を大幅に拡大しており、現在では市の公共施設の他、JR駅、郵便局、コンビニ、スーパー、大学等、約270か所に広報誌を配置しており、自治会経由で配布されない方は、そちらへ取りに行ってくださいようにご案内をしているところです。</p> <p>次に、多くの市民に情報が行き渡るようにするにはどうしたらよいかということについてですが、広報誌の配布を限りなく100%に近づけることだけを考えますと、実は業者委託による全戸配布という手法があることにはあります。経費的には若干高くなりますが、桁違いというわけでもありませんので、経費の面だけを考えますと非現実的な手段ではないと言えます。</p> <p>ただし、自治会による配布というのは、市民協働による市政運営の貴重な接点</p>

であり、自治会活動の在り方と極めて密接に関わる部分であると理解しております。このことから、現在のところは、広報誌の配布を自治会から引き揚げるということは検討の俎上には載せておりません。

いわゆる情報弱者への対応と、協働を促す情報共有の在り方については、重なる部分はありますが、取り組みとしては別々に考える必要があるものと考えています。

その上で、現場として、多くの市民に情報が行き渡るようにするという観点において、最も悩ましい課題として捉えているのは、現在多くの人々が情報収集手段としてスマートフォンをはじめとしたインターネット上で情報収集する方が大変多くなっています。特に、スマートフォンの普及に合わせた情報流通スタイルの中で、我々の立場から言うのは心苦しいのですが、行政情報、市政情報が完全に置いてきぼりになっている状況であると認識しております。いくらホームページに情報を掲載しても、積極的に情報を取りに行く人以外にはなかなか届かないという現状があります。

子育て世代、若年層をはじめとして、日頃の情報のほとんどをスマートフォンから入手しているという人が非常に増えています。スマートフォンで情報入手する際には、もちろん検索して情報を探すということもするとは思いますが、最近一般化しているスタイルとしては、ニュースサイトにしましても、キュレーションサイトと呼ばれる情報の溜まり場になるようなサイトですけれども、そういったところで提供される情報というのは、利用者が好むであろう情報を自動的に選別して表示され、それを受け取るという形、場合によってはプッシュ式で届けられるという仕組みが一般化しています。

民間企業では、たとえばロコミに載せるための戦略や、インフルエンサーを使ったPR、最新のインターネット時代に対応した情報発信を行っているものと思いますが、こうした場面に行政情報、市政情報が入り込めていない。つまりはインターネット上の動きだけで言うと、積極的に市政情報入手しようという人以外は市政情報に触れる機会がなくなってきたということを意味しています。

これらの対応について、技術的な側面、戦略的な側面から色々と対応方法がありますが、民間企業であれば、こういったところに、それこそ会社の存亡を賭けて対応してきている中で、これは私の口から言うと内部的には問題視されるかもしれないかもしれませんが、我々自治体の対応というのは、おそらく致命的なほど遅れているのではないかと、私自身は考えています。

現場としては、この対応に少しでも労力や予算を割けないかと悩んでいるところであり、このような中で極めて初歩的な対応ですが、近年はSNSの活用を進めているところです。

現在、江別市のホームページでは、平成25年に導入したシステムですが、SNSとの連携機能は備わっておりません。その代わり、フェイスブックやツイッターといった市の公式のSNSアカウントに、自らホームページの更新情報を流すといったことを行っています。場合によっては、SNS専用Webチラシのようなものを作成し、その画像とともに投稿して目に止まるように工夫をしてい

	<p>るところです。</p> <p>その結果、SNSの投稿記事をシェアまたはリツイートといった形で、市民による情報拡散が行われ、結果として市民同士が情報共有する、すなわちシェアやリツイートといった行為は、年間約5千件に及んでいます。こうしたシェアやリツイートだけでなく、たとえば「いいね」を押す行為も、「誰々がいいねを押しました」というように情報が拡散するという仕組みになっています。</p> <p>これらは、かつて井戸端会議で共有していた情報が、インターネット上ではこういった場で共有されているものと理解しています。市民自らが、市政情報を他の市民に伝える役割を果たしているということで、これも市民協働を促す情報共有の形であると考えております。</p> <p>なお、市の公式アカウントの年間閲覧数ですが、フェイスブックは約30万件、ツイッターは約150万件という状況です。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、星副委員長よろしいでしょうか。</p>
星副委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
石黒委員長	<p>広報誌については、9割には行き渡っているが、手にしていない世帯が1割あるという状況とのことでした。残り1割の世帯にも、広報誌を確実に到達させるといったことは、取り組みとしては具体的に考えていないということでしょうか。</p>
事務局 (小関課長)	<p>はい。何らかの理由で自治会に加入していない方、最寄りの施設で広報誌を受け取っていない方が約1割いらっしゃるということです。このうちインターネットに接続できないような、情報弱者と呼ばれる方がどれくらい含まれているかについて把握はできませんが、約270か所に配置を増やした現状でも、なかなか取りに行っていないことを考えますと、これはまさに市政やまちづくりに関心を持っていただくというような活動の中で、どれだけ広報誌を受け取ってもらえるかというところに努力すべき問題ではないかと考えております。</p> <p>先ほど申し上げたように、技術的には業者による配布というのは可能ではありますが、せつかく自治会による協働の形がある中で、その部分について踏み込むという判断は、今のところではできないと考えているところです。</p>
石黒委員長	<p>1割という数字は、紙の広報誌が行き渡っていないということですよ。</p>
事務局 (小関課長)	<p>そのとおりです。</p>

石黒委員長	その1割の中には、インターネット等を通じて読んでいる人がいるかもしれない。よって、本当に情報が届いていないのは1割かどうか分からないということと言えますね。
事務局 (小関課長)	はい。あくまでも紙の広報誌が届いていない割合です。
石黒委員長	それで、紙以外の媒体での伝達を広げていく工夫を色々しているということですね。
事務局 (小関課長)	<p>はい。数制的なことを申し上げて恐縮ですが、最新の総務省の調査によると、スマートフォンを含むモバイル端末の世帯保有率は95%に達しており、個人のインターネット利用率についても90%近くになっています。</p> <p>特にコロナ禍以降はその数字が大きく上がっており、高齢者では70～79歳のインターネット利用率は2018年の51%から2019年には74.2%、80歳以上についても、2018年の21.5%から2019年には57.5%となっています。</p> <p>こういった現状もあるため、約270か所という施設配置をできるだけ維持した上で、新しい手法による情報の受け取り状況を注視しながら対応して参りたいと考えております。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。他にご意見等ございましたか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、これで広報誌の配布に関する質問については終わりいたします。</p> <p>前回は時間の都合上、第6章の途中で打ち切っておりましたが、他にご意見やご質問はございませんか。第6章より前の部分についても、新たにご意見等が出てきた方がいらっしゃれば、ご発言をお願いします。</p>
藤本委員	<p>情報共有について、市の考え方や対応をお聞きしたい点があります。先ほど、通常の市政情報や市の取り組みについてアナウンスする際の、広報えべつやホームページ、SNS等の手段についてご説明いただき、なるほど、そういうことかと理解しました。</p> <p>一方、市民協働という枠からは少し外れてしまう面もあるのですが、緊急時の対応がまだまだ弱いと感じています。</p> <p>私は札幌市民ですが、義理の母が野幌町で独り暮らしをしています。5年ほど前の一斉断水や、2年前の地震によるブラックアウトの際に、高齢の義母がスマートフォンも持っていない中で、たとえば断水の時には、どこに給水所があるのかというようなことも、当然ツイッターやホームページで情報が公開されていた</p>

	<p>ということは、私は分かるし、分かった上で近くに住んでいるのでサポートもできたのですが、市民の方々のそういった緊急時や災害時の支え合い、助け合いも含めて市民協働の取り組みに繋がっていくと思います。</p> <p>今は情報伝達手段が過渡期であり、昔ながらの紙媒体も必要で有効に活用されていますし、情報化ということも意識しながら、限られたスタッフと財源の中で多様な手段を一生懸命取り組まれているというのは十分理解した上で、現在あるいは今後も含めて、緊急時の情報発信、情報共有の仕組みにおいて、もしかすると、どうしても5～10%の市民には情報が届きにくい状況がありそうなので、自治会の活動にも関わってくるものと思いますが、情報のアナログ的、人を介しての伝わり方といったものも工夫していく必要があるのではないかと感じています。</p> <p>前置きが長くなりましたが、緊急時や災害時について、現在の市の取り組みや考え方はどういった状況なのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。</p>
<p>事務局 (小関課長)</p>	<p>災害時の情報共有ということになりますと、我々のような市政情報を発信する広報という立場以外に、防災対応を行うセクションで取り組んでいることではありますが、聞いているところでは、避難所や人の集まる場所を掲示板のように使うといったことが、今後の取り組みの可能性として出てきている。そういったものと、我々がインターネットを使って発信する情報をうまく連携しながら、アナログ的に繋がることができるとは考えております。災害時の対応ということになりますと、これ以上私の口から申し上げるのは難しいのですが、ブラックアウト時の反省も踏まえて、少しでも情報が行き渡るように努力して参りたいと思います。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>ありがとうございます。たとえば、江別市はコンビニエンスストアとの包括的な連携協定はありますか。</p>
<p>事務局 (金子次長)</p>	<p>手元に資料がないので、すぐには出てきませんが、情報提供ということになるかどうかは定かではありませんが、災害時に、たとえばセイコーマートやイオン等から物資を提供してもらおうといった内容の連携協定を結んでいます。</p> <p>災害に関しては危機対策・防災担当が中心となり、色々な民間企業と連携協定を結び、様々な支援をお願いするという動きを広げていますので、今後もそういったことは必要になってくるというスタンスだと考えています。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>ありがとうございます。国や道、一部の市町村では、災害時の対応において、コンビニエンスストアにファックスを一斉送信して貼り出してもらうという取り組みが進んできています。なかなか速報的な情報が届かない方々には、とにかく「何かあったらコンビニに向かえ」ということを促していくと、割と新しい情報にリーチさせる、キャッチさせることができるのではないかと考えられます。</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>ツイッターやフェイスブックを使っていて、更新を繰り返しても情報が出てこないとか、逆に様々な情報が錯綜しすぎてよく分からないといったことがよくあります。これは江別市に限ったことではありません。</p> <p>ですから、たとえばコンビニは最も身近な施設ですから、「何かあった時には、さあコンビニへ」のようなことも含めて、情報発信、情報共有についても取り組んでいただければ素敵なことではないかと考えています。</p> <p>ありがとうございました。このことに関連して一点だけお聞きしたいのですが、危機対策の部署、広報広聴の部署、どちらも市民に情報を伝達するために様々な手法に取り組んでいて、他にもそういった取り組みをする部署はあると思いますが、市役所の中に、市役所と市民との間、特に市役所の情報を住民に伝えるために、実際どういった方法が取られていて、この方法にはこういった展開があって、どういう困難性があるのかというようなことを扱う、たとえば総合情報問題担当の部署や、あるいは、それに関わる色々な部署の人が集まり、会議して蓄積し、庁内で共有していくといった部署や仕組みというのはあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (小関課長)</p>	<p>様々な部署で市民との接点があり、情報を伝達したり、PRしたりということは行われております。ただ、そういった部署が一堂に会して、スキルアップを図るといような場面は、現在のところはありません。</p> <p>しかし、広報広聴課という立場から見ても、たとえば印刷物が見づらい、高齢者に配慮していない、難しい言葉があって分かりづらいといったことが見受けられるケースもありますので、そういった場面では、その都度アドバイスは行っております。</p> <p>また、今後に向けて考えていることとしましては、分かりやすい情報発信の仕方について、皆で使える参考となるようなものを共有できないかということで、現在、内々には進めているところです。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。分かりやすさという話が出ましたが、前回の総合計画のところでも、市民にとって分かりやすい形になっているかという問題が出ていました。</p> <p>それは総合計画だけではなく、前回は取り上げませんでした。提出していただいた財政の資料は市民向けに工夫されているとは思いましたが、まだまだ分かりにくく、担当している方はよく分かるし簡単すぎるのだとは思いますが、そういう知識もなく、特別関心があるわけでもない市民の方が、市の財政状況はどうなっているのかと資料を見たときに分かりやすくなっているのかということ、まだもうひと工夫できるのではないかと思います。</p> <p>そのように、各部署で色々と悩んで、獲得したノウハウ等を、市役所の他の部署も共有できるように、市と市民の情報共有だけでなく、市役所の中の情報共有についても工夫していただければと思います。</p>

高川委員	<p>災害時等における市と地域との関係の話がありましたが、自治会の立場から申し上げますと、災害時の給水施設等の具体的な情報については、自治会まで流れてはきていません。いくつもある自治会に情報を流すのも大変ですから、そこまでやるのは市としても大変だと思います。</p> <p>そのような中で、自治会としてそれなりの対応と言えるどうか分かりませんが、一昨年の台風と地震が一緒に来た時には、市の防災担当から自治会に要支援者支援の名簿がいくつか届いており、当然その中身は個人情報なので秘密であり、それを持っているのは会長、副会長といった数人ですが、そういった時には基本的には市から情報が届き、要支援者を支援してほしいということで、我々も情報を持っている者として、その何軒かに安否確認を行いました。</p> <p>地域としては最低限のことをしたと感じておりますし、こういった形で市との繋がりが深まっていけば、少しは良くなっていくのではないかと考えております。</p> <p>以上、自治会側の情報ということでお話ししました。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。そういった危機管理の上でも市民協働というのは不可欠であり、その中でも、自治会は非常に大きな役割を担っていると思いますので、さらに進化して高めていただければと思います。</p> <p>他にご意見、ご質問はございますか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>続きまして、前回の委員会で皆様から承認をいただきました、自治基本条例アンケートの詳細な集計・分析結果の報告について、瀬尾委員と吉原委員から報告させていただきます。</p>
瀬尾委員	<p>それでは、「自治基本条例アンケート クロス集計結果」の男女別から、簡単に説明させていただきます。</p> <p>まず、全体の概要として、男女別は全設問を通して男女別に大きな意識の違いはなく、おおむね男性・女性ともに同じような回答傾向となっていました。しかしながら、自治基本条例リーフレットの親しみやすさ、まちづくりに関する情報収集、市民参加条例の認知度、情報収集手段、協働のまちづくりに対する評価及び情報公開制度の認知度において、やや意識や評価の違いが見受けられたので、ご説明いたします。</p> <p>なお、ここに取り上げている設問は、あくまでも私たちが調べて特徴的な部分をピックアップしたものですので、他の設問に関しては別に資料がありますので、そちらをご覧ください。</p> <p>それでは説明します。まず「問6 自治基本条例のリーフレットは、分かりやすく親しみやすいと思いますか」という設問について、男女ともに自治基本条例のリーフレットに対する評価が高くなっていました。ただし、女性よりも男性の</p>

吉原委員

方が「分かりやすく親しみやすい」と感じている割合が多いという結果でした。

「問 8 江別市や自治会、活動団体などが行っている、まちづくりに関する情報を得やすくするために何が必要だと思いますか」という設問に対しては、女性と比べて男性は「情報を得られる施設を整備」が多いと感じていました。それに対して、女性は「広報えべつの内容を充実」が多いという結果でした。

「問 10 平成 27 年 10 月に施行された「江別市市民参加条例」を知っていますか」という設問に対しては、男女ともに、「よく知っている」と回答した割合は非常に少ないが、女性よりも男性の方が「ある程度知っている」の割合が多かったため、男性の方が、少しだけ認知度が高いという結果でした。

「問 11 問 10 で「知っている」または「聞いたことがある」と回答した方にお尋ねします。「江別市市民参加条例」を何で知りましたか」という設問に対して、「広報えべつ」が大半を占めているのですが、男性よりも女性の方が、「広報えべつ」で知った割合が多いという結果でした。

「問 15 市民参加の方法について、多くの市民に参加してもらうためには、何が必要だと思いますか」の「パブリックコメント」に対しての回答ですが、女性よりも男性は「簡単に意見を出せるように」、「意見を出せる案件を増やす」が多く、対して女性は「パブコメ自体の PR」、「意見反映の仕組みを周知」が多くなっていました。

「問 19 江別市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか」という設問については、女性よりも男性は、協働によるまちづくりが「進んでいない」との回答が多く、女性は「分からない」の回答が多く、あまり情報が伝わっていないと感じました。

「問 21 自治会や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか」という設問に対して、女性よりも男性は「まちづくり活動に参加した経験」が多く、男女ともに「無回答」が目立ち、特に女性が顕著でした。

最後に「問 29 情報公開制度があることを知っていますか」という設問については、女性よりも男性は、情報公開制度を「知っている」割合が多いと出ましたが、男女ともに半数以上は「知っている」という回答でした。男女別の集計は以上です。

続いて、年代別クロス集計から分かる特徴をご説明します。全体概要は、全設問を通じて、10～20代と70代以上のように、年代別の意識の違いがはっきりと表れている設問が、いくつか見受けられました。

たとえば、江別市からの情報入手、まちづくりに関する情報収集、市民参加条例の認知度、情報収集手段、市民参加の推進方法、まちづくり活動への参加、防災面での自治会との連携等です。

なお、すべての選択式設問に対する年代別クロス集計の一覧表は、男女別クロス集計と同様に、参考資料として別紙に掲載しました。

それでは、個別設問の特徴に進みます。「問 7 江別市からのお知らせは、主に

どのようなものを利用して入手していますか」という設問に対して、30代以上では「広報えべつ」や「自治会回覧」の割合が多く、50代以上になると「新聞」の利用も増加していることが分かりました。一方、「ホームページ」は10～20代や30～40代の利用が多く、70代以上にはほとんど利用されていませんでした。すべての年代で、広報えべつ、自治会回覧、新聞、ホームページ以外の利用が少ないことが分かりました。

次のページに進み、「問8 江別市や自治会、活動団体などが行っている、まちづくりに関する情報を得やすくするために何が重要だと思いますか」という設問に対しては、50～60代及び70代以上の中高年は「広報えべつの内容を充実」が多く、10～20代の若年層では「情報を集めたホームページを作成」が多いなど、年代によって意識が異なっていることが分かりました。

「問10 平成27年10月に施行された「江別市市民参加条例」を知っていますか」という設問に対しては、60代以下では「まったく知らない」が多く、特に10～20代の若年層で顕著でした。70代以上の高齢者は「ある程度知っている」と「聞いたことがある」で全体の50%を占めており、高齢者の方々に多く知られていることが分かりました。

「問11 問10で「知っている」または「聞いたことがある」と回答した方にお尋ねします。「江別市市民参加条例」を何で知りましたか」という設問に対しては、市民参加条例を知っている市民は、全年代を通じて「広報えべつ」による効果が高かったです。50～60代は「市のホームページ」を含めて、多様な手段で情報を入手していました。

「問14 市民参加を推進するためには何が有効だと思いますか」という設問に対しては、全年代を通じて回答結果にばらつきが大きく、一概に何が有効かを断定できませんでしたが、50代以上では「市民説明会」が、30～40代では「ワークショップ」がやや多かったです。

次のページに進み、「問15 市民参加の方法について、多くの市民に参加してもらうためには、何が重要だと思いますか」という設問について、「(1) 附属機関等」に対しては、40代以下では「附属機関自体のPR」、「開催する時間の工夫」が多く、50代以上では「参加方法を分かりやすく周知」、「意見反映の仕組みを周知」が多かったです。

続いて「(2) パブリックコメント」に対しては、年齢が下がるに従って「パブリックコメント自体のPR」、「簡単に意見を出せるように」が増加し、年齢が上がると「計画内容等の周知」が増加し、70代以上は他の年代より無回答が多かったです。

「問21 自治会や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか」という設問に対しては、すべての年代で「無回答」が目立ち、特に70代以上では過半数を占めていることが分かりました。

「問22 まちづくり活動に参加するにあたって何が重要だと思いますか」という設問に対しては、年代別の回答傾向がはっきりと表れており、全体的には年代が高くなるほど「健康や体力」が必要だとする割合が増加しています。また、

	<p>20～50代の働いている年代、いわゆる現役世代では「時間」が必要の割合が多かったです。</p> <p>次のページに進み、「問27 市民の防災・減災意識の向上や災害弱者への支援について、自治会等との連携が図られていると思いますか」という設問に対しては、年代が上がるにつれて「思わない」が増加する傾向にあり、特に50～60代からの評価が低いことが分かりました。以上です。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。瀬尾委員、吉原委員からご説明いただきましたが、これに関してご意見、ご質問はございますか。</p> <p>今回のアンケートですが、回収率に男女の差はあったのでしょうか。何を言いたいかという、たとえば、男性の方に「知っている」という回答が割と多い印象ですが、「知らない」とか「関心が無い」という男性はそもそも回答すらせず、逆に女性は真面目に回答するため「知らない」が多くなるとか、あるいは、このアンケートは世帯ではなく無作為抽出で個人に送っているが、夫が面倒がって妻にアンケートを回答させる等、もしかすると、そういったようなこともあるのではないかと思ったので。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>男女別の回収率について、回答者の割合としては、男性が43.5%、女性が54.8%となっており、女性の方が若干高くなっています。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。この結果をどのように評価するか、それを踏まえて、これまで行ってきたことも含めて検討し、どのように活かしていくか、それぞれ考え方があると思います。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p>
事務局 (金子次長)	<p>事務局としても、今回の詳細なクロス集計はとても助かりました。ここまで突っ込んだクロス集計というのは、市ではなかなか行わないものですから、今回の資料、参考資料では全設問についてクロス集計のデータをいただき、今後、非常に役立つものと考えています。</p> <p>特に、全体を通して、広報誌に対する期待について、我々が思っている以上に広報誌というのは大事にされているということがよく分かりました。</p> <p>たとえば、6ページの「市からのお知らせは、主にどのようなものを利用して入手していますか」という設問に対して、10～20代が広報誌を利用しているという割合が思っていたよりも高いというのが、私個人の感想です。もっとSNSやホームページばかりになっている世代だと思っていました。もっとも、アンケートに回答するという行動を取ってくれた10～20代ということではありますが、それにしても、意外と読んでくれているということがよく分かりました。もしかすると、広報広聴課長でも知らなかったデータがあるかもしれません。</p> <p>今回作っていただいた資料で、すでに議論が済んでいる第5章や第6章の設問もありますので、もしお気づきの点がありましたら、最後に振り返りをする時に</p>

<p>藤本委員</p>	<p>ご指摘いただければと思います。本当にありがとうございました。</p> <p>若干補足させていただきます。私は江別に住んでいませんが、市内の大学の教員であり、大学の立場から申し上げますと、江別市のご協力で、大学にも広報誌が配られていて、教職員や学生が手に取れる場所の棚に毎月入っています。ですから、毎月必ずしっかり読むかというのは別として、私も札幌市民ではありながら、そういった手段で江別市の市政情報や情報発信の内容を承知しております。</p> <p>アンケートは江別在住の10～20代で割と意識が高い方の回答結果かもしれませんが、江別市が色々ご苦労されて多様な手段で情報が伝わるような取り組みをしていただいているおかげで、若い世代にも情報をキャッチしようと思った受け取れる仕組みにはなりつつあると思います。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。他に何かございますか。</p> <p>瀬尾委員、吉原委員、先ほど説明していただきましたが、言っておきたいことや感じたこと、個人的な意見等がございませんか。</p>
<p>瀬尾委員、 吉原委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>この結果については、本委員会でも活かしていければと思いますし、事務局のお話にもありましたように、様々な場面で生きてくるものと思います。お二人ともありがとうございました。</p> <p>続きまして、第7章に入る前に、先ほどのアンケート結果にも関連しますが、条例の認知度について検討したいと思います。その後、第7章について検討していくという流れで進みたいと思います。</p> <p>それでは、条例の認知度について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>条例の認知度についてご説明いたします。お手元の検討資料をご覧ください。</p> <p>平成29年3月に出された検討委員会の提言書では、自治基本条例及び市民参加条例の認知度について、このような提言がありました。</p> <p>「市民にとって、条例の内容がより分かりやすいものとなるよう、これまでの解説書については、更なる改善が必要です。さらに、条例のポイントとなる部分について、市民の目に留まる、手に取ってもらえるような、分かりやすく、親しみやすいパンフレットを市民のアイディアも取り入れながら作成するなど、新たな取り組みも必要と考えます。また、より多くの市民にこれらの条例を知ってもらうためには、自治会や大学、市民活動団体、関係団体のイベントなど、さまざまな機会をとらえて、分かりやすい資料で条例が目指すまちづくりの内容をPRしていくとともに、市の職員への条例に関する研修を充実させ、理解を一層深めていただくことを望みます」</p> <p>この提言を受けた市の取り組み事例としては、箇条書きの黒丸部分ですが、ま</p>

ず、解説書について「主な取組事例」を充実し、解説文の一部変更、字体や体裁の変更など、より分かりやすい内容となるよう改訂しました。

また、市民参加や協働についての啓発の一環として、市民にとって親しみやすいリーフレットの作成を目指し、市内の大学生によるワークショップを開催しました。ワークショップには市内4大学から13名の学生が参加し、全3回にわたり検討を行いました。そこで出た意見を踏まえ、北海道情報大学の学生との協働により、リーフレットを作成しました。なお、そのリーフレットは第1回検討委員会で皆様にお配りしております。

次に、そのリーフレットを活用し、成人のつどいや市内公共施設、大学、JR駅、パン屋などで配布を行い、条例PRの取り組みを行っています。

なお、提言の最後の部分、市の職員への研修等につきましては、前回の第2回検討委員会において第4章の中でご説明しておりますので、今回の検討資料には記載していませんが、条例に関する研修の実施、リーフレットや解説書の配布、全職員への庁内周知といった取り組みを実施しています。

続いて、条例の認知度に関するアンケート項目について説明します。第1回委員会でお配りしたアンケート報告書をご用意ください。

1ページをご覧ください。「問3 市民自治の最高規範として、市民の手で作られた「江別市自治基本条例」を知っていますか」という設問への回答として、「内容までよく知っている」、「どのようなものかある程度知っている」、「名前は聞いたことがある」、これら3つを合わせて38.7%と、4年前とほぼ横ばいという結果でした。

次に「問4 「江別市自治基本条例」を何で知りましたか。」という設問への回答として、「広報えべつ」が75.1%で最も高く、次いで「市のパンフレットやリーフレット」が14.5%、「市のホームページ」が9.3%と続いており、こちらも4年前に行ったアンケートの結果とほぼ横ばいという結果でした。

6ページをご覧ください。中段に、問4で「その他」を選んだ方の意見を列挙しています。たとえば、「スマートフォン」、「職場・仕事」、「このアンケートで知った」などの回答がありました。

1ページに戻りまして、「問5 自治基本条例の解説書は、条例の内容が分かりやすく記載されていきましたか」という設問に対して、「大変分かりやすい」または「分かりやすい」と回答した方が30%となっており、「ふつう」という回答を合わせると82.6%という高い結果となりました。

10ページをご覧ください。問5での選択の理由を列挙しています。頻繁に見られる回答としては、「文章が堅苦しい、事務的、難しい」、「文章量が多い」、「カタカナ言葉が分かりづらい」といったものがありました。

1ページに戻りまして、「問6 自治基本条例のリーフレットは、分かりやすく親しみやすいと思いますか」という設問に対して「思う」と回答した方が64.8%と、6割以上の市民から良い評価をいただく結果でした。

12ページをご覧ください。問6での選択の理由を列挙しています。たとえば、「文字ばかりで読みづらい」、「具体的なことが書かれていない」、「関心がないの

	<p>で読む気になれない」といったものがありました。また、「リーフレットという言葉自体が分からない」という意見が頻繁に見られました。アンケートについての説明は以上です。</p> <p>次に、取り組み事例に対する市の自己評価としましては、本条例の認知度について、アンケートの結果では、約6割の市民が本条例について認知していないことから、市民への浸透は未だ不十分な状況といえます。一方、平成29年度に作成した条例の解説書及びリーフレットについては、一定の評価を得ているものと解釈しています。今後も、これら様々な手段を活用して本条例の内容や主旨の周知等に取り組みながら、アンケート等による認知度の調査・検討を行う必要があると考えます。</p> <p>条例の認知度についての説明は以上です。</p>
石黒委員長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、ご質問、ご意見などありましたら、ご発言をお願いします。</p>
星副委員長	<p>前回、条例について、とにかく分かりやすくすべきという意見だけを述べて、具体的な提案をしていませんでした。そこで、一般市民の方に「自治基本条例を知っているか」という質問と、自治基本条例に関する資料を見せて、こういうものだという説明を試みたところ、「自分たちの条例だと思わなかった」という反応でした。市には様々な条例がある中で、江別市自治基本条例という資料を目の前にしたときに、これが私たちの条例だということが分からなかったという意見でした。</p> <p>アンケート結果からも分かる通り、まず自治基本条例そのものが非常に硬い。そして、表紙を見た時に、それが一般市民のものなのかということが分からない。この冊子が公共施設に置いてあったとしても、これが自分たちの条例なのか分からないという意見が非常に多かったです。</p> <p>リーフレットがとても分かりやすいのは、画像や絵のおかげでもある。せめて条例の表紙だけでも、江別市民の条例であることが、手に取った時に分かるようなものになると、皆さんが「自治基本条例とは自分たちの条例なんだ」と思ってくれるのではないかと考えました。</p> <p>もう一つ、第1回から今回までの検討委員会の中で、条例を変えていくということは非常に難しいということを感じました。そういった中で、いかに解説を分かりやすくするか、実際は解説を読むと非常に分かりやすいのですが、そうであっても、一般の市民にとって、もっと分かりやすい書き方はないのかということがアンケートの結果にもたくさん出ているので、解説にはもっと理解しやすい言葉を使うことが、今後は必要となっていくのではないかと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。自治基本条例は、たくさん条例がある中でも分かりやすい条例ではありますが、それでも普段から法律等に関わっていない人からすれば分かりにくいものだと思います。解説もやはり難しいものだと思います。</p>

特別に関心のある人にも、そうでない人にも、分かりやすい解説を別に用意するというので、リーフレット等のように工夫されているのだと思いますが、そういった形での分かりやすい解説を作ることが必要ではないかと思えます。

かといって、現在の解説を変えてしまうと、それはまた問題が出てくる。問題というのは、分かりやすいということは、ある意味では正確性に欠けるという面も出てきてしまう。正確なものは当然必要になります。それは、ずっと勉強して内容を理解すると分かってくることであり、一目見ただけでは分からない。しかし、一目見て分かるものも必要で、そういったものを新たに作るとか、工夫していくということが大事だというご指摘だと思います。

これまでも、前々回から色々取り組まれていて、先ほどの説明にも、学生と一緒にリーフレットを作成という事例があり、分かりやすいという評価も得ているわけなので、そういったことに取り組んでいただければと思います。

それと関連することですが、市の職員の認知度も非常に高まっているという結果が出ていて、それは喜ばしいことですが、そういうものがあることを知っているということも重要ですが、知っているだけでは意味がなくて、理解して実際に使えることが大事です。

そういった意味では、研修の内容をさらに工夫していただければと思います。このようにやるべきだというわけではなく、まったく部外者の一案ではありますが、説明を受けて理解はしても、自分の担当している仕事にどう生きてくるのか、すぐに掴める人もいるし、なかなか掴めない人、関係してこない業務もあつたりする。たとえば、担当する仕事で自治基本条例の項目に関わっている他部署の人から、その取り組んだ結果を聞いて、自分の部署で取り組むとしたらどのように関係してくるかというように、実際に関わる形で研修を行った方がより身になるのではないか。そこで身に付いたことが、同じ部署の研修を受けていない者にも伝わっていくし、取り組みによって得られたノウハウが、そういった形で他の部署にも伝わっていくということも一つの形です。

皆さん研修にも色々ご苦労されているでしょうし、素人考えではありますが、言いたいことは、研修も工夫していただければということです。

他にご意見やご質問はございませんか。

藤田委員

今回の資料を見て考えたのですが、ジモガクに参加する学生のような若い人、頭の柔らかい若い人を、これからはもっともっと大事にして、こういった会議や自治会でもできるだけ若い人を入れて、若い人に高齢者が付いていくといった発想の転換をして、若い人たちにもっと頑張ってもらいたい。

高齢化の時代なので高齢者の方が多いのですが、大学が4つもありますし、本当に若い人は宝だと思います。ですから、若い人にできるだけ自覚を持ってもらいたいし、皆でもっと若い人を大切にしていけば、新しい発想があるのではないかと感じました。

石黒委員長

ありがとうございます。若い人たちにも知ってもらい、関わってもらい、引つ

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>張ってもらえるようにということで、本当にそのとおりだと思います。</p> <p>それから、ここでは大学生による取り組みが紹介されていますが、小学校や中学校、高校での取り組みについて、以前紹介いただいたと思いますが。</p> <p>小学4年生と中学2年生を対象に、早朝ミニ講座という取り組みを行っています。朝の読書の時間などを利用して、5～10分という短い時間ですが、協働のまちづくりについての出前講座となっています。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>学校の授業で、地域のことを知るという科目の中で、子どもたちが地域の活動に参加するといった取り組みもあったと記憶していますが。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>公園を作る際に、地域の子どもたちを集めてワークショップを開催し、どんな公園にしたいか、子どもたちの意見を取り入れるという取り組みをしております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。先ほどの藤田委員のご意見にも関連することだと思えますが、関われば否応なく知る、親しみを感じる、こういうことだと体で分かるということが重要です。そして、子どもが理解すれば、家庭での会話によって親兄弟にも知れ渡るといふ広がり期待できます。そのような意見は、4年前の委員会でも出ていましたので、ぜひ進めていっていただきたいと思えます。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p>
<p>高川委員</p>	<p>今、関わるのが大事だというお話がありましたが、やはり関わることによって、協働という意味、自治基本条例の意義が分かってくるのだと思えます。</p> <p>関わるということについて申しますと、先ほど小関課長の方から、広報の配布は自治会の業務から外すことはできないとのお話がありました。広報の配布は協働という概念に含まれるものと考えておりますが、こういったことが、協働の行為であること、そして、ゆくゆくはそれが自治基本条例に関わってくるのだと思えます。</p> <p>広報の配布と簡単に言っても、高齢化すると配布自体が大変な作業になります。たとえば、道路から玄関までの階段を上がっていく、それが80歳を過ぎたお年寄りにはできないといった技術的な問題になる。自治会の活動は他にも色々ありますが、このような行為自体が協働の行為なのだというのを、そういったレベルから理解してもらうことが大事ではないかと思えます。自治会による協働の活動はたくさんあるが、まずは関わるのが大事だと思えます。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。実際に関わっているが、それを意識していない人もかなり多い。アンケートで「知らない」と回答した人の中にも、実は自治基本条例の条項に関係することを実践しているということも、きっとあると思えます。それを知っていなければ駄目だということではなく、実践しているのであればそ</p>

	<p>れで十分だと思うので、認知度の数字が低くて良いわけではありませんが、低いことを過度に問題視して、とにかく認知率を上げなければということで動くのは意味のないことだと思います。</p> <p>しかし、このままで良いというわけでもありませんので、先ほどから色々指摘されていることも含めて工夫していただきたいと思います。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p> <p>事務局 (田中主査)</p>	<p>先に進んでからでも良いので、ご意見、ご質問が出てきましたらご発言いただきたいと思います。</p> <p>「条例の認知度について」は、本日のところはこれで終了といたします。</p> <p>続いて、第7章「市民参加・協働の推進」について検討したいと思いますが、時間の都合上、まず第24条を検討し、時間が残っているようでしたら先に進むことといたします。</p> <p>それでは、まず第24条について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>第7章「市民参加・協働の推進」のうち、第24条「市民参加の推進」についてご説明いたします。検討資料の第7章「市民参加・協働の推進①」をご覧ください。</p> <p>第24条では、市は、より良いまちづくりを行うために、市民の考えが反映されるよう市民参加を推進するための制度の充実に努めるとともに、政策の企画・立案・意思決定の過程から事業の実施、評価に至る各段階において市民参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めることとしています。</p> <p>第3項では、市民参加にあたって、市民が性別や年齢などによって、不合理な不利益を受けることがないように配慮することとしています。</p> <p>また、第5項では、市民参加に関する事項を別に条例で定めることとしており、これに基づき、江別市では、平成27年10月1日に市民参加に関する手続きについて定めた「江別市市民参加条例」を施行しました。</p> <p>ここで、その市民参加条例について、概要を説明いたします。4月に配布しました事前配布資料10「江別市市民参加条例解説」をご用意ください。</p> <p>市民参加条例は、全13条と附則から構成されています。</p> <p>1ページをお開きください。この条例の趣旨は、自治基本条例第24条第5項に基づき、必要な手続を定めるものと規定しています。</p> <p>4ページをお開きください。第3条では、ご覧のとおり市民参加の基本原則について規定しています。</p> <p>次に、5ページをお開きください。第4条で、市民参加の対象となる事項について定めています。すなわち、「市の基本構想や計画の策定又は変更」、「条例の制定又は改廃」、「大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更」、「市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃」の4つを掲げています。</p>

ただし、「条例の改正又は計画の変更で、その内容が軽易なもの」などは、対象としないことができるとしています。

次に、7ページをお開きください。第5条では、市民参加の方法として、「附属機関等の設置」、「パブリックコメントの実施」、「市民説明会の開催」、「ワークショップの開催」、「アンケート調査の実施」、「その他市長等が適当と認める方法」の6つを掲げています。

8ページ以降、第6条から第11条まで、市民参加手続の方法について規定しています。

そして、12ページの一番下、第12条において、毎年度、市民参加の実施予定及び実施状況を公表するよう定められています。市民参加条例に関する説明は以上となります。

検討資料に戻りまして、市民参加の推進に関する、平成29年3月の検討委員会の提言内容としましては、「市民参加条例に規定されている附属機関等（審議会、委員会、協議会など）やパブリックコメントは、「参加の仕方が分からない」との意見も多く、これらの方法が市民にとって、より身近な存在となるよう、参加手続きや制度そのものについて、一層のPRに力を入れていただきたいと考えます。また、条例アンケートにおいて、「アンケート調査」や「市民説明会」は有効な市民参加の方法として回答数が多かったことから、市は、広く市民の意見を聞き取る必要がある際には、これらの方法をできるだけ採用するよう努めるべきです。附属機関等における委員を選任する際には、情報公開に努めるとともに、委員を公募する際には、性別や人数の割合など、それまでの構成にとらわれることなく、できるだけ多くの市民の参加が得られるよう努力していただきたいと考えます。また、附属機関等において、審議する案件に応じて、選任された委員以外の市民の意見を聞き取る必要がある場合には、より多くの市民の声が反映できる手法について、考慮すべきと考えます」との提言がありました。

この提言を受けた市の取り組み事例としては、箇条書きの黒丸部分、まず広報えべつに市民参加の制度や手続きの説明を含めた特集記事を掲載、こちらは別添資料③に実際の記事を載せておりますのでご参照ください。

次に、適時ホームページや広報えべつを活用して市民参加手続きを周知、こちらについては、今年4月に公表した市民参加実施予定一覧を別添資料④に添付しています。こちらは、ホームページで見られるだけでなく、本庁舎情報公開コーナー、公民館、住区会館等の施設で配布も行っています。

次に、ホームページにおける市民参加に関する掲載内容の見直しですが、こちらは別添資料⑤に市のホームページのトップページを載せております。右下の赤い枠の部分が市民参加ページへのリンクとなっており、ここをクリックすると裏面の市民参加のページへジャンプするという構成になっています。

次に、庁内の各部署に対して「アンケート調査」や「市民説明会」のPRを行っています。具体的な事例としまして、都市公園の改修整備にあたりワークショップを開催し、遊具の更新にあたりアンケート調査を実施しています。その様子についてはホームページで紹介しており、別添資料⑥と⑦に印刷したものを添付

しておりますので参考としてください。

続いて、庁内の各部署に、附属機関等における委員選任の際の情報公開と適切な委員構成や市民参加拡大に向けた検討を要請しております。関連資料としては、別添資料②「市民公募委員を選任している附属機関等一覧」に、平成28年4月時点と令和2年4月時点の比較を載せております。

また、本日机上に配布しております資料「市民参加の実施状況」は、4月に事前配布した資料11の改訂版となっており、市民参加条例第4条第1項の市民参加の対象となる事項について、平成28年度から令和元年度までの、附属機関等以外の手法も含む実施状況の一覧を掲載しています。その後ろには、昨年度における第4条第1項に該当しない附属機関等の開催も含めた詳細な実施状況を添付しています。

最後に、各附属機関等へ提言の趣旨を周知する取り組みとして、自治基本条例や市民参加条例の趣旨を踏まえて委員の選任を行うよう、庁内での定期的な周知を行っています。

なお、別添資料①として、提言書を受けての令和元年度までの取り組み状況報告を添付していますのでご参照ください。こちらは市民向けとして市ホームページ、本庁舎情報公開コーナー、公民館等の施設で配布を行っています。

裏面へ進みまして、第24条に関連するアンケート項目について説明します。再びアンケート報告書をご用意ください。

2ページをご覧ください。「問10 平成27年10月に施行された「江別市市民参加条例」を知っていますか」という設問への回答として、「内容までよく知っている」、「どのようなものかある程度知っている」、「名前は聞いたことがある」、これら3つを合わせて36.7%と、4年前のアンケートでの26%と比べて10ポイント以上の向上が見られます。

次に「問11 江別市市民参加条例を何で知りましたか」という設問への回答として、「広報えべつ」が80.7%で最も高く、次いで「市のパンフレットやリーフレット」が13.8%、「新聞」が7.6%と続いています。

なお、4年前に行ったアンケートでは、「広報えべつ」が85.5%で最も高く、次いで「市のホームページ」が10.9%、「市のパンフレットやリーフレット」と「新聞」がともに7.6%という結果でした。

7ページをご覧ください。中段に、問11で「その他」を選んだ方の意見を列挙しています。たとえば、「仕事」や「自治会館で説明を聞いた」、「耳にした程度なので分からない」などの回答がありました。

3ページに戻りまして、「問12 市民参加の方法として、市民参加条例では以下のものを定めています。これまでに参加したことがあるものを選んでください」という設問への回答として、「参加したことがない」が80.1%で最も高く、次いで「アンケート調査」が12.7%、「市民説明会」が2.8%と続いています。

なお、4年前のアンケートと比べ、「参加したことがない」という市民が7ポイントほど増加しているという結果でした。

次に、「問13 江別市は市民参加の機会が十分にあると思いますか」という設問への回答では、「十分あると思う」、「やや思う」、「普通」の3つを合わせると59.5%であり、4年前の50.6%から約9ポイントの増加となりました。

16ページをご覧ください。問13で選択した理由について列挙しています。たとえば、「平日だと参加するのが難しい」や「オンラインでできることも必要」、「自分に影響が少ないことに対しては参加には至らない」などの回答がありました。

3ページに戻りまして、「問14 市民参加を推進するためには、何が有効だと思いますか」という設問への回答として、「アンケート調査」が38.7%で最も高く、次いで「市民説明会」が31.6%、「意見交換ができる場」が27.8%と続いています。

なお、4年前のアンケートと比較すると、「手紙やメールなどで市に意見を出すこと」や「パブリックコメント」、「アンケート調査」などが減少し、「ワークショップ」や「附属機関等」といった「意見交換ができる場」が伸びていることが見て取れます。

7ページをご覧ください。下段に、問14で「その他」を選んだ方の意見を列挙しています。たとえば、「市から数多く情報発信すること」や「自治会を有効利用する」、「イベントでのアピール」などの回答がありました。

3ページに戻りまして、「問15 以下の市民参加の方法について、多くの市民に参加してもらうためには、何が必要だと思いますか」という設問で、まず「(1) 附属機関等」についての回答として、「参加方法を分かりやすく知らせる」が47.2%で最も高く、次いで「意見がどのように反映されるか知らせる」が19.6%、「附属機関等自体のPRを行う」が18.2%と続いています。

4年前に行ったアンケートと比較すると、「参加方法を分かりやすく知らせる」との回答が約12ポイント、「附属機関等自体のPRを行う」が7ポイント以上の増加となりました。

8ページをご覧ください。中段に、問15(1)で「その他」を選んだ方の意見を列挙しています。たとえば、「自治会を通して知らせる」や「参加するメリットを明確にすること」、「結果どのような変化があったのかをわかりあえるようにしたら良い」などの回答がありました。

3ページに戻りまして、問15(2)パブリックコメントについての回答として、「パブリックコメント自体のPRを行う」が21%で最も高く、次いで「計画や方針の内容を分かりやすく知らせる」が20.2%、「簡単に意見を出せるようにする」が19.7%と続いており、4年前から目立った変化は見られませんでした。

8ページをご覧ください。下段に、問15(2)で「その他」を選んだ方の意見を列挙しています。たとえば、「自治会を有効利用すべき」や「インターネットの利用」、「意見がどう生かされたのか分かるようにする」などの回答がありました。

また、「パブリックコメント」という言葉自体が分かりづらい、日本語にして

	<p>ほしい、高齢者に配慮していないといった意見が多くありました。</p> <p>次に、4ページをご覧ください。「問16 附属機関やパブリックコメント等の参加手続きや制度はわかりやすくPRされていると思いますか」という設問への回答として、「思う」が34.7%、「思わない」が54.4%という結果でした。なお、こちらは新しく設けた設問ですので、4年前との比較はありません。</p> <p>18ページをご覧ください。問16で選択した理由について列挙しています。たとえば、「参加の機会を知らない」や「意見を出せることすら知らなかった」、「結果がどう生かされているのかを知らない」などの回答がありました。</p> <p>なお、こちらにも「パブリックコメント」という言葉自体が分かりづらいという意見が見られました。</p> <p>4ページへ戻りまして、「問17 附属機関等の委員を公募する際に、多くの市民が参加していると思いますか」という設問への回答として、「思う」が26.5%、「思わない」が59.4%という結果でした。こちらにも新しく設けた設問ですので、4年前との比較はありません。</p> <p>20ページをご覧ください。問17で選択した理由について列挙しています。たとえば、「敷居が高い」や「いつも同じ人が参加している」、「附属機関そのものが認知されていない」、「ほとんどの市民は関心がないと思う」などの回答がありました。</p> <p>最後に、32ページをご覧ください。「問18 条例第24条「市民参加の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います」という記述式の設問への回答として、たとえば「抽象的でわかりづらい」、「言葉が難しい。わかりやすい言葉を使ってほしい」、「江別市の魅力とは何か。江別市民で良かったと思えるようにならないと市民は参加しない」、「働く世代、子育て世代には時間がない。今までと同じようなPRでは効果がない」といった回答がありました。アンケートについては以上です。</p> <p>続いて、市の自己評価としましては、市民参加制度について、アンケートの結果では、市民参加の機会があると思っていない市民が10ポイント減少しており、庁内に対する市民参加の機会拡大に向けた啓発活動については、一定の効果が現れているものと考えています。一方で、市民参加の手続きや制度については、半数を超える市民が、わかりやすくPRされていると思わないと回答していることから、今後さらに効果的でわかりやすいPR方法を意識し、市民目線に立った啓発活動に取り組む必要があると考えています。</p> <p>第24条「市民参加の推進」についての説明は、以上です。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。</p>
吉原委員	<p>アンケート結果について、市民が回答している記述式の設問やパブリックコメント等について、そこで出た意見を反映して、市が実際に行った取り組みはあるのでしょうか。</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>アンケートは計画を策定するといった場合に行っており、アンケートの結果を計画にも反映させてはいますが、特にそのことについて、「このような意見を反映させました」といったようなことは公表していません。</p> <p>一方、パブリックコメントについては、担当部署によって反映する、参考とする、反映しない等に分類され、ホームページにおいて意見に対しての市の考えを公表しております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>パブリックコメントは、意見を採用する場合と、採用しない場合はその理由を示すという制度ですが、アンケートの場合は、意見に対する回答は特にしてないということです。以上でよろしいですか。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>アンケート結果を見ると、意見を書いている市民が多くいると感じました。パブリックコメントは、市民の中でも、特に熱意のある積極的な人が参加している印象ですが、アンケートの場合は、実際に「資料を読んで初めて知った」という回答もあり、それまで関心がなく積極的ではなかったが意見を出してみたという人もいると思うので、アンケートで出た意見でも反映されることがあるというのが望ましいと思いました。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。せっかく意見を出したのに、結果はどうなったのか分からないというのでは、市民の意欲を削いでしまう。たくさんあるので全部は対応できないとは思いますが、こういった意見にはこのように対応したというような情報が、アンケートに回答した市民にも分かるようになることが望ましい。</p> <p>さて、時間もかなりオーバーしていますので、まだまだご意見もあると思いますが、次回は第24条の検討の続きからということで、本日はここで中断とさせていただきます。</p> <p>続いて、次第3「その他」についてですが、まず私から皆さんにお諮りしたいことがございます。</p> <p>ある市民の方から私宛てに要望書が届いております。これまでの検討委員会の議論について、さらに今後の議論について、意見を述べる機会を作ってもらいたいという旨、希望されています。ここで、その要望書を皆さんにお配りします。</p> <p>(資料配布)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>この内容について、本日この場で検討するというものではありません。委員の役割、前文について、議会について、条例の遂行における市長のガバナンスについて、市民参加について等について、ご意見が出されています。</p> <p>4年前の検討委員会でも、同じように要望書が出され、その時は委員長と副委員長に一任していただき、委員会とは別の場で、委員長と副委員長とで、要望書を提出した本人から意見を聴くという対応をしました。</p>

藤本委員	<p>そこで、今回はどのように取り扱うべきか、皆さんのご意見を伺いたいと思います。私としては、前回と同様の対応、つまり私と星副委員長、それと希望される委員がいらっしゃいましたら出席していただき、ご本人から直接お話を伺い、こちらからも質問しながら、要望の内容を理解して、場合によっては本委員会で報告することもあります。そういった方法で進めてはどうかと考えていますが、いかがでしょうか。</p> <p>市民からの意見への対応について、石黒委員長のご提案のとおり、委員会とは別の場で、委員長、副委員長及び参加を希望する委員が出席して聴き取りを行うという方法について、私も賛成です。</p> <p>要望書について、短い時間でざっと目を通した内容では、本委員会での協議内容そのものよりは、ボリュームの多くは、市の進め方や委員の選任の仕方についてであり、色々な手続きを経て委員になったところからスタートしている私たちの責務や関わり方を越えてしまう内容も含まれているようなので、委員長及び副委員長の責任においてというよりは、市も同席の上で意見を聴き取り、今後の委員会での議論において必要な指摘についてはフィードバックしていただければ、それで十分かと思えます。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。他にご意見ございませんか。</p>
高川委員	<p>ざっと目を通した程度ですが、本委員会における議論の進め方、議論のポイントをどうするか、そういったことに関わってくると思います。それは委員会の中で決めていくことであって、その辺の仕切りについては委員長、副委員長が中心となって行うべきことですので、この件に対しては、先ほど委員長が述べられた方法で進めていただきたいと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。私が提案した進め方に賛成というご意見が出ましたが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。それでは、希望される方がいらっしゃいましたら、その旨を事務局に連絡していただきたいと思います。その後、私と星副委員長、出席を希望される委員、そして要望書を提出されたご本人とで日程調整を行い、意見を聴く場を設けることといたします。</p> <p>次回以降、議論する際に、こういった意見もあったという形で、出てきた意見を踏まえて、意見を出していただければと思います。</p> <p>その他、何かございますか。</p> <p>(なし)</p>

石黒委員長	事務局から何かございますか。
事務局 (田中主査)	特にございません。
石黒委員長	それでは、第3回江別市自治基本条例検討委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。